

第10回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成30年4月6日 午後3時～午後4時20分

2、開催場所 4階 全員協議会室

3、出席委員（15人）

会長	7番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	清
副会長	8番	筑井	清
	1番	武士	千雅子
	2番	羽鳥	誠
	3番	川端	浩二
	4番	下田	正人
	6番	小島	睦美
	9番	金田	邦夫
	10番	峯岸	恵美子
	11番	萩原	克弘
	12番	猪野	計二
	13番	新井	正芳
	14番	齋藤	三千男
	16番	松井	俊裕

4、欠席委員（1人） 15番 勅使川原 亨

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

- ・農地所有者へのアンケート対象者について
- ・下之宮圃場の草刈りについて
- ・のぼり旗（麦秋の郷）の配布について
- ・その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭
事務局 齊藤 博

8、会議の概要

議長 ただ今から第10回総会を開会いたします。
本日は、出席委員は15名ですので総会は成立しております。
それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

それでは、4番 下田委員・5番 齋藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の齊藤氏を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第1号 番号1 受付番号43000063について議案書と詳細を朗読、説明】
農地法第3条第2項の各号に該当していないことを説明。

議 長 番号1、43000063の審議を行います。この件に関しまして、農振部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000063については、申請地は譲受人宅南側で耕作しやすい場所にあり、取得要件も問題がないことから許可と判断しました。

議 長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000063について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号43000063について原案のとおり許可と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号43000063は原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第2号 番号1 受付番号43000059と番号2 受付番号43000060について議案書と詳細を朗読、説明】

申請地は市街化調整区域にあり、北側道路に上下水道管が有り、500m以内に医者や郵便局があるので第3種農地であること、除外の容認については昭和56年以前であること等を説明。

議 長 関連がありますので番号1、43000059と番号2、43000060の審議を行います。この件に関しまして、農振部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000059、43000060については、周辺農地に影響がないことから許可相当と判断しました。

議 長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000059、43000060について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 この案件につきましては、都市計画法の大規模指定集落に関する要件が加わり、調整区域にも一般住宅の開発許可が認められることになったことにより農転が可能になった案件であります。

よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 43000059 と 43000060 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 43000059 と 43000060 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号 3 について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 2 号 番号 3 受付番号 43000061 について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地は市街化調整区域にあるが、東側道路に上下水道管が有り、500m以内に医者と学校があるので第 3 種農地であること、除外の容認については平成 29 年 12 月 12 日に受けていること等を説明。

議 長 番号 3、43000061 の審議を行います。この件に関しまして農振部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000061 についても、周辺農地に影響がないことから許可相当と判断しました。

議 長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000061 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 43000061 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 43000061 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号 4 について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 2 号 番号 4 受付番号 43000062 について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地は市街化調整区域にあるが、西側道路に上下水道管が有り、500m以内に

医者と学校があるので第3種農地であること、除外の容認については昭和56年以前であること等を説明。

議長 番号4、43000062の審議を行います。この件に関しまして農振部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000062については、周辺に農地はなく農地への影響がないこと、また申請地は狭く農地として有効に耕作しづらい状況であるので許可相当と判断しました。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000062について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号43000062について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号43000062は原案のとおり許可相当と決定いたします。

なお、5条は県の許認可ですので、町農業委員会の意見を添付して県へ申請書を提出いたします。また、本日の案件は全て全員賛成でしたので、農業会議の意見は必要なしと致します。

次第4の議事については、終了といたします。

次に次第5の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告を朗読、説明】

議 長 報告事項第1号から第4号について質疑に入ります。

先に私から1つよろしいでしょうか。今回文化センター周辺の住宅団地分譲において届出が出ておりますが、分譲地として開発する前に農転の許可は得ているということよろしいでしょうか。

事務局 まず、開発地域は先に市街化編入を行い、それから許可ではなく分譲住宅用地として農地所有者から町へ5条の届出を行っております。

議 長 それでは新たに家を建てるために買った人は、家を建てて初めて地目が宅地になるということですね。新しい地番は既に決まっているということよろしいでしょうか。

事務局 地目の変更は家が建たないと変更出来ません。新地番につきましては、現時点では仮換地地番がわかるだけとなっております。

議 長 昔の土地改良事業と一緒に、とりあえず仮換地番を附っておいて全てが決まった後に新しい地番を登記するという流れでしょうか。今後200件近い届出が出てくるということですね。

事務局 はい。そのようになります。

議 長 その他、発言のある方は、挙手願います。

(なしの声)

議 長 発言は無いようですので、次第5については終了といたします。
続きまして、次第6その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 【・農地所有者へのアンケート対象者について

- ・下之宮圃場の草刈りについて
- ・のぼり旗（麦秋の郷）の配布について
- ・前回話のあった、給食センターの使用食材の産地について
- ・その他について、朗読、説明】

議 長 その他につきまして、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

委員 アンケートについてですが、上陽地区は特に問題なく貸借されている農地が多いので出さなくてもよいと思っております。

事務局 町内に全体を同時に出すと事務局が対応しきれかわからないので、地区毎に出していくようにいたします。

委員 飯塚は出さなくても良いです。

委員 五料・飯倉はすぐに出してください。

事務局 わかりました。では、五料・飯倉は最初にアンケートを行うことにします。

議長 次に麦秋ののぼり旗についてであります、「麦秋の郷」については、農地の保全に対する意識向上や麦の作付奨励、観光のために前回の農業委員より始めた事業であります。ご協力をお願いします。

議長 他に委員より何かありますか。

委員 施設野菜の栽培方法の変化についてであります、みなさん委員として新規就農者の相談を受けたりすることもあるかと思しますので、全農の江木試験場でオランダ式の最新の施設園芸を実践栽培していますので1度研修で見学してみないかとの提案であります。

議長 施設野菜に関わっていない委員もいるかと思しますので、1度最新式の施設を見ておくのも良いかと思します。それでは、後日日程調整して連絡しますのでよろしく願いいたします。

他に委員より何かありますか。なければ、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人